

介護保険法施行法の一部を改正する法律案（概要）

- 介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた者について講じている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置について当分の間延長するもの。

1. 現行の経過措置

- 対象者
介護保険法施行日（平成12年4月1日）前に措置により特別養護老人ホームに入所していた者
- 負担軽減の内容
利用料、居住費及び食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう、利用料、居住費及び食費の負担を軽減

$$\text{負担合計額} = \text{利用料（介護費用の10\%）} + \text{食費} + \text{居住費} \quad \begin{array}{l} \text{※食費：390円/日、居住費：320円/日} \\ \text{厚生労働大臣が定める割合} \\ \text{（5\%、3\%、0\%）} \end{array}$$

厚生労働大臣が定める金額 ※食費：390円/日
居住費：0円/日

※食費・居住費の額は、年金収入42万円、多床室に入居の場合

- 実施期間
平成22年3月31日まで

2. 現在の状況及び改正内容

現在の状況

- 経過措置の終了により負担増になる者が、平成21年6月末時点で、約2万人入所している。
- 対象者の内訳は、約4割が90歳以上の高齢、約9割以上が基礎年金収入以下の低所得、約7割が要介護度4以上の重度の方であり、経過措置終了に伴う負担増により施設利用の継続が困難になることが考えられる。

改正内容

- 現行の負担軽減措置の実施期間を当分の間延長する。

3. 施行期日

公布の日（日切れ法案：現行の経過措置が終了する平成22年3月31日までに施行する必要。）